

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第406号）

〔 屋外分煙所整備促進検討会資料不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月24日）

### 第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年8月31日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。  
（行政文書公開請求の内容）  
第1、2回屋外分煙所整備の促進に向けた検討会（以下「検討会」という。）の資料5「今後のスケジュール（案）」に記載される「関係事業者への説明等」や「関係事業者への声掛け」に係る文書
- 2 同年9月14日、実施機関は、本件請求に対し、「2019年4月から6月にかけて実施された『関係事業者への説明等』や『関係事業者への声掛け』に関する文書は、健康づくり課内に保管されている文書等を確認したが、存在しなかった。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年12月16日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張  
7月に実施された検討会の開催に先立ち、検討会への参加を依頼する予定の関係事業者から事前に内諾を得る必要があったことからすると、文書が存在する。
- 2 反論書における主張  
実施機関は、検討会への参加を依頼する予定の関係事業者として、タバコ産業や鉄道会社、飲料会社等、様々な業種を想定しており、その候補は多数に及ぶ。タバコ産業は少なくとも〇〇や〇〇が候補に挙げられていた。鉄道事業者は〇〇の他、関西に多くある私鉄、

〇〇等々が候補に挙げられていた。実施機関はこれらの候補それぞれに説明・声を掛けつつ候補を絞る作業を行った。

以上のことからすると、実施機関が文書を作成し、保有していることは明らか。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

屋外分煙所整備の促進に向けた検討会への関係事業者の参加に当たっては、事前に電話等で会議の趣旨等を説明したうえで、開催通知を送付しており、それに係る文書等は存在しない。

### 3 実施機関説明における主張

本件請求では「関係事業者への説明等」や「関係事業者への声掛け」に係る文書が求められており、審査請求人は、「実施機関は、検討会への参加を依頼する予定の関係事業者それぞれに説明・声を掛けつつ候補を絞る作業を行ったことから、そのための文書を作成し、保有していることは明らか」であると主張する。

確かに、実施機関は検討会の開催に先立ち、関係事業者あてに電話連絡を実施したが、大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）の内容や開催の趣旨を簡単に説明し、参加の呼び掛けを行っただけであり、電話連絡用に資料を作成した事実はない。また、電話連絡の際は、インターネットで検索して関係事業者の電話番号を調べ、連絡先のメモを作成したうえで、担当者が一人で連絡した。本件請求がなされて探索したところ、実施機関の共有フォルダ内に当該メモがあったものの、それは、削除予定のデータを保管するゴミ箱フォルダ内に放置されており、担当者以外の職員が使用できるような状況ではなかった。当該メモは、担当者が個人的に使用したもので、また、作成途中で完成したデータではなかったことから、組織として共有されたとは言い難いものであった。

これらの事実から、当該メモは担当者が個人的に使用したものに過ぎず、行政文書ではないと認識しており、他に電話連絡用の資料も作成していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼

を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

## 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、検討会の資料5「今後のスケジュール（案）」に記載される「関係事業者への説明等」や「関係事業者への声掛け」に係る文書の公開を求めている。

当審査会が実施機関に対して本件請求に係る経緯を確認したところ、審査請求人は、本審査請求の前に、令和元年10月7日付けで行政文書公開請求を行っており、公開決定された行政文書である「第1、2回屋外分煙所整備の促進に向けた検討会の資料5『今後のスケジュール（案）』」、「関係事業者への説明等」、「関係事業者への声掛け」という記載があったことから、本件請求を行ったとのことである。

実施機関は、検討会の開催に先立って関係事業者あてに電話連絡を実施したが、電話連絡用に資料は作成しておらず、また、連絡に当たっては連絡先のメモ（以下「本件個人メモ」という。）を作成したが、担当者が個人的に使用したものであり、完成したデータではない状態で削除しようとしていたと主張する。

### (1) 本件個人メモの作成状況について

検討会に参加する関係事業者が正式に決定した段階であれば、関係事業者リストを作成し、実施機関において共有を行いつつ、検討会への開催に向け、関係事業者あての開催通知や資料作成等の事務作業を行うものと考えられる。

しかし、本件請求は、その前段階の口頭での関係事業者への検討会参加の呼び掛けを行う際の行政文書を求めるものであるところ、当該業務は、担当者が一人で行うこともあり得るものであり、実態としても、担当者が一人で行ったということであった。当該担当者は、関係事業者の連絡先をインターネットで検索しながら簡易なメモを作成した上で電話連絡を行ったのであるから、本件個人メモを他の職員と共有しなかったとしても、不自然な対応であるとまでは言えない。

また、実施機関が担当者に確認したところによると、本件個人メモの作成を途中で止め、共有フォルダ内の削除予定フォルダの中に放置してしまったとのことである。

### (2) 本件個人メモの行政文書該当性に係る検討について

条例第2条において、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものとされている。

本件個人メモは、実施機関が実施する検討会の開催に当たっての準備のための資料であり、「実施機関の職員が職務上作成した」文書といえる。

しかし、本件個人メモは、担当者が関係事業者への連絡業務に使用するために作成したものの、未完成であって、担当者が個人的に使うためのものであった。「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えたものであるから、本件個人メモは「実施機関の職員が組織的に用いるもの」には当たらないと判断する。

したがって本件個人メモは、条例第2条に定める行政文書には該当しない。

(3) 共有フォルダの使用状況について

共有フォルダは、各所属内で共有するためのデータ等の保管を目的としたフォルダであり、サーバー上で各所属に一定の容量が割り当てられている。

本件個人メモはそのような共有フォルダ内に保管されており、所属の職員であれば誰でも閲覧できる状態であった。

しかし、(2)のとおり、本件個人メモは、個人的な検討段階のメモであって、未だ組織的な検討に付されておらず、個人で自由に破棄しても組織上・職務上支障がないものであり、「実施機関が組織的に用いるもの」には当たらないと解される。

したがって、本件個人メモは、職場の共有フォルダ内の削除予定フォルダに保存されているものの、その内容に照らせば、共有フォルダに保存されていたことをもって、直ちに「組織的に用いるもの」と考えることはできない。

なお、本件個人メモのように組織的に用いることが予定されていない文書を職員が一時的に共有フォルダ内に保存する場合もあると考えられるが、その場合は、当該文書を共有フォルダ内に保存することの必要性がなくなるときに速やかに共有フォルダから削除すべきである

(4) 小括

したがって、(1)から(3)のとおり、対象となる行政文書は不存在であるという実施機関の説明は、不合理であるとまでは言えず、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋